

前期基本計画

(平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度)

(審議会修正案)

(1002 版 見え消し削除)

目 次

前期基本計画

第4次芦屋市総合計画 前期基本計画について.....	58
第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる.....	60
1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる.....	61
2 多様な文化・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている.....	64
3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている.....	67
4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている.....	70
5 地域で安心して子育てができている.....	74
第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる.....	76
6 自分に合った方法で心身の良好な状態を維持して過ごしている.....	77
7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの支え合い・助け合い が進んでいる.....	80
8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている.....	84
9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている.....	86
第3章 人々のまちを大切に作る心や暮らし方を まちなみにつなげる.....	90
10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している.....	91
11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている.....	94
12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている.....	96
13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている.....	99
第4章 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる.....	102
14 信頼関係の下で市政が進行している.....	103
15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている.....	106

第4次芦屋市総合計画 前期基本計画について

(1) 前期基本計画に掲載する内容について

第4次芦屋市総合計画の前期基本計画では、これまでの取組や基本構想に掲げる「目標とする10年後の芦屋の姿」の実現に向けた施策目標、前期5年の重点施策、目標に向けて市民が共に取り組むことを示しています。

前期5年の重点施策として掲載するものは下記を基準としています。

参画と協働を基本に取り組むこと

分野横断的、または、複数の担当課で取り組むこと

新たに取り組むこと

大きな制度改正が予定されていたり、緊急を要すること

【計画期間】 前期基本計画（平成23（2011）年度～平成27（2015）年度）

後期基本計画（平成28（2016）年度～平成32（2020）年度）

(2) 総合計画と各施策分野の個別計画について

芦屋市では総合計画の他に、各施策分野の個別計画を策定しています。

第4次芦屋市総合計画の基本構想では、各施策で共有すべきものとして目標とするまちの姿、将来像を掲げ、基本計画ではその実現に向けた計画期間内での重点施策に絞り、それぞれの施策分野における取組の詳細については個別計画に委ねることにしています。

なお、各個別計画は更新時期に合わせ、この第4次芦屋市総合計画と整合するよう見直していくものとします。

目標ごとに、参考として関連する主な条例や個別計画の名称を掲載しています。

(3) 各施策分野間をつなぐ横断的視点について

基本計画では、施策目標を実現するための重点施策が中心となっています。

しかし、どの施策目標においても、その施策だけの縦割りの視点だけでは達成することはできません。常に他の施策分野の考え方やそれぞれの施策間を横断的につなぐことを念頭に置きながら取り組んでいくこととします。

(4) 基本計画と実施計画について

実施計画では、基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示します。その策定に当たっては、その時々の方の財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定します。

実施計画の期間を3年とし、1年を経過するごとに見直して策定します。

(5) 計画の進行管理と後期基本計画について

計画の進行管理については、毎年度、行政評価と連動しながら施策目標ごとに進捗状況を確認し、今後の具体的な取組や重点的に取り組む事務事業を検討し、実施計画の見直しに反映します。

進捗状況を確認するものとしては、実施状況や既存のデータ、個別計画等のアンケート調査など効果を測定する方法を導入します。

また、前期基本計画の進捗状況、変化する社会情勢や新たな課題などへの対応を盛り込みながら後期5年での施策目標や重点施策を検討し、前期基本計画の期間が終了するまでに後期基本計画として策定します。

第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる

【目標体系図】



目標とする 10 年後の芦屋の姿

1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

【関連する主な条例や計画等】

市民参画及び協働の推進に関する条例（平成 19 年条例第 5 号）

市民参画・協働推進の指針（平成 18 年 2 月策定）

市民参画協働推進計画（平成 19～23 年度）

地域福祉計画（平成 19～23 年度）

第 2 次生涯学習推進基本構想（平成 21 年度策定）

施策目標 1-1 **市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる**

1 これまでの取組と課題

本市では、市内全域 70 か所以上の広報掲示板や月 2 回発行する広報紙「広報あしや」とホームページを中心にした広報活動を行ってきました。また、必要に応じて「広報あしや」の臨時号や特集号を発行し、わかりやすい広報に努めてきました。

また、在住外国人向けに年 4 回「アシヤニューズレター」（英語版）を発行し、「広報あしや」点訳版の希望者への送付を行っています。

一方、市民活動に関する情報としては、「広報あしや」に「市民のひろば」欄を設けて市民や団体が行う催し物の参加募集などを掲載するとともに、平成 19 年（2007 年）に開設した「あしや市民活動センター」のホームページでは市民活動団体情報を提供してきました。

しかし、情報を探しにくい、内容が市民にとってわかりにくいとの意見もあり、また、市民同士の交流のために市民からの情報を集めた発信を要望する声もあります。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられるよう、テーマごとに整理して発信していくなど、市民の視点から見てより分かり易い提供に努めます。また、行政からの一方的な情報発信だけでなく市民からの情報も集めて発信し、市民の活動をより活発にしていくための取組も行います。

3 前期 5 年の重点施策

1-1-1 様々な伝達手段を活用した、平易な表現での情報を発信します。

- ・わかりやすい表現で情報を発信します。
- ・点字版・音訳版での広報活動を行い、情報発信の手段を充実します。
- ・在住外国人に対して行政からの情報を多言語で発信します。
- ・社会ニーズに即した効率的な伝達媒体を研究し導入を検討します。

1-1-2 市民発の情報や行政発の情報をテーマごとに整理し、発信します。

- ・市民が必要とするテーマごとに整理して発信します。

- ・市民生活に必要な情報が円滑に受け取れるよう広報活動を充実させます。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

- 積極的な情報発信
- 行政が発信する情報の積極的な受信

施策目標 1-2 **市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している**

1 これまでの取組と課題

市民が主体となった活動が増えるためには、活動の輪が広がり、継続的に発展し続けることが必要です。

本市では、市民と行政が共に考え、共に取り組むためのルールと施策の基本的な方向性を明らかにするため、平成 18 年（2006 年）に「芦屋市市民参画・協働推進の指針」を定め、平成 19 年（2007 年）には「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を制定し、平成 20 年（2008 年）には「芦屋市市民参画協働推進計画」を策定して市民の積極的な参画と協働を推進してきました。

また、平成 19 年（2007 年）にあしや市民活動センターを開設するなど、市民と市民、市民と行政の協働や市民参画の環境整備を行ってきています。

しかし、平成 21 年（2009 年）に行った市民活動団体実態調査によると、市民活動団体が継続して活動していくための様々な課題があり、支援を必要としている状況があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民が主体となった活動が増え、継続的に発展していくよう、幅広い世代が地域活動に気軽に参加できる機会が提供され、自立した活動となり、人材や後継者の育成手法を共有し、お互いに連携しながら活動を展開できるよう支援していきます。

3 前期 5 年の重点施策

1-2-1 幅広い世代が市民活動に気軽に参加できる環境をつくります。

- ・市民活動促進のため、集会所の施設整備について検討します。
- ・市民活動グループとの交流の機会を設けるなど気軽に参加できる環境をつくります。

1-2-2 市民活動に参加する市民や団体の自立への取組を支援します。

- ・市民活動団体が自立できるよう、講座の開催など人材育成・団体育成のための支援を行います。

1-2-3 市民活動の輪が広がるよう市民同士や市民と行政の連携を促進します。

- ・市民団体を支援する中間支援団体のそれぞれが持つネットワークが互いにつながり市民活動団体同士の連携がさらに容易になるよう支援します。
- ・あしや市民活動センターと社会福祉協議会や市民団体、関係機関等との連携を深めます。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

- 市民活動への積極的な参加
- 市民活動団体間での様々な活動手法の共有

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き，地域の力が高まっている

1 これまでの取組と課題

地域が主体的に活動するためには、協力してまちづくりを進めるための仕組みが根付き、地域の総合的な力が高まっていることが必要です。

本市では、各地域の自治会から構成する芦屋市自治会連合会の事務局を担い、自立した活動や人材育成のための支援を行うとともに、地域の活動の場となる市内 12 か所の集会所施設の維持管理や運営を行ってきています。

また、小学校区ごとにスポーツや文化活動を行うコミュニティスクールや小地域ごとの福祉活動、防犯、防災活動の取組や連携などへの支援を行うとともに、その地域の住民が自分たちでまちなみのルールづくりを行うまちづくり協議会への支援も行ってきました。

しかし、これらの活動も地域によって温度差があり、地域主体のまちづくりの仕組みのために地域のあり方を考えていくとともに、芦屋をよりよいまちにしていくために市民と行政が協働で行う具体的な取組を広げていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

地域の力が高まっていくよう、これまでの様々な活動への支援を続けるとともに、これらの市民の活動がさらに連携しながら、市民が主体となって地域の課題を地域で解決する仕組みを充実させるため、様々な施策分野において横断的に取り組みます。

また、市民と行政が目標を共有し、それぞれの役割を果たしながら信頼関係の下での協働をより発展させるため、状況に応じた新たな協働のルールづくりに取り組みます。

3 前期 5 年の重点施策

1-3-1 地域の課題を市民が主体となり解決するよう支援します。

- ・小学校区単位の地域での活動ニーズと新たな活動参加希望を結びつけるための団体ネットワークを構築します。
- ・地域の助け合いや課題解決の手法を共有し、支援します。

1-3-2 市民が主体となって進めるまちづくりの仕組みを市民と協働で見直します。

- ・市民参画・協働推進の指針，市民参画及び協働の推進に関する条例，市民参画協働推進計画を見直します。
- ・市民と行政が協働するためのルールの下でまちづくりを進めます。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

地域活動への積極的な参加と連携

地域の課題は地域で解決する意識の醸成

目標とする 10 年後の芦屋の姿

2 多様な文化・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

【関連する主な条例や計画等】

文化基本条例（平成 22 年条例第 1 号）

文化財保護条例（平成元年条例第 7 号）

第 2 次生涯学習推進基本構想（平成 21 年策定）

スポーツ振興基本計画（後期）（平成 20～24 年度）

文化振興基本計画（平成 23 年度策定予定）

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

1 これまでの取組と課題

文化やスポーツを楽しむ活動を身近に感じるには、市民一人ひとりに機会が豊富にあることが必要です。

本市では、平成 5 年（1993 年）に「芦屋市生涯学習基本構想」を策定し、生涯学習社会の実現に努めてきましたが、日常をより豊かにすることを目標に、平成 21 年（2009 年）に新たに「第 2 次芦屋市生涯学習基本構想」を策定し、学習機会の充実に努めてきました。

また、生涯スポーツ社会の実現を目指して平成 15 年（2003 年）に「芦屋市スポーツ振興基本計画」、平成 20 年（2008 年）に後期計画を策定し、取組を進めてきています。

さらに、個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちの実現を目指して平成 22 年（2010 年）に「芦屋市文化基本条例」を制定しました。

今後は、この条例に基づく「文化振興基本計画」を策定し、文化の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進していく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

個性豊かで幅広い芦屋文化が発展されるよう、市民が日頃から芸術文化やスポーツなどの活動に親しみ、幅広い知識や教養を育(はぐく)みながら、その成果を発揮し、地域の伝統や歴史などととも次世代につないでいく取組を進めていきます。

3 前期 5 年の重点施策

2-1-1 幅広い知識と教養を育(はぐく)む機会の充実に努めます。

- ・各社会教育施設における様々なテーマの講座や講演会による学習機会のメニューを充実させ、生涯学習の推進に努めます。
- ・社会教育関連団体の活動の成果を地域貢献に生かすなど、社会教育行政の推進に努めます。
- ・景観や文化財への理解促進、読書啓発、美術レクチャーなど、社会教育と学校園との連携を拡充します。

2-1-2 日頃から芸術文化に親しめる環境を整えます。

- ・文化振興基本計画を策定し、日頃から文化に親しめる環境づくりを進めます。

・親しみやすく、かつ芸術文化を発信する拠点となるよう各文化施設を運営します。

2-1-3 地域の伝統や歴史が、次の世代に語り継がれていく活動を促進します。

- ・既存の文化財の周知、啓発事業拡充と新規指定に向けた取組を行います。
- ・埋蔵文化財の発掘調査や出土遺物の再整理を引き続き実施します。
- ・各小学校で地域の伝統や歴史を語り継ぐ活動を進めます。

2-1-4 スポーツ・フォー・エブリワンの理念に基づき、誰もがスポーツに気軽に参加できるよう普及・振興に努めます。

- ・子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが参加しやすいスポーツプログラムの開発・提供を行い、スポーツ活動の普及に努めます。
- ・スポーツ指導者の発掘・育成・派遣やスポーツボランティアの活用などにより、学校・家庭・地域におけるスポーツ活動の輪を広げ、活動の質の向上を図ります。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

文化活動の積極的な情報発信
 スポーツ活動の積極的な情報発信
 文化財的な建築物の保存・活用

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

1 これまでの取組と課題

多様な文化が共生するためには、様々な交流を通し、多様な文化への理解と見識を深めていくことが必要です。

本市では、昭和 36 年（1961 年）にアメリカ合衆国カリフォルニア州モンテペロ市と姉妹都市提携を結び、交流事業を行ってきていますが、市内に住んでいる外国人への支援も重要な国際交流施策と考え、英語版の広報紙の発行や外国人生活相談などを行ってきています。また、市民レベルでの国際交流の拠点である芦屋市国際交流協会を中心に、市民の国際感覚の醸成と国際理解の高揚のための取組や、市内に居住する外国人への支援を行ってきました。

また、平成 22 年（2010 年）に芦屋市国際交流推進懇話会から「芦屋市の国際交流のあり方について」の提言をいただきましたので、今後は、この「提言」を尊重し、平成 23 年度（2011 年度）に南芦屋浜地区に開設する（仮称）国際交流センターを芦屋市の国際交流の拠点として活（い）かしていくことが必要です。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民が多様な文化への理解と見識を深め、外国人市民との多文化共生社会を実現できるよう、（仮称）国際交流センターを芦屋市の国際交流の拠点として活用し、様々な文化を持つ人との交流を促進していきます。

3 前期 5 年の重点施策

2-2-1 多様な文化を持つ人との交流を促進します。

前期基本計画

- ・ (仮称)国際交流センターを開設し、市民の国際交流の拠点施設となるよう活用していきます。
- ・ さくらまつりや秋まつりで都市間交流を促進します。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

多様な文化を持つ人と交流できる機会への積極的な参加

目標とする 10 年後の芦屋の姿

3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

【関連する主な条例や計画等】

男女参画推進条例（平成 21 年条例第 10 号）

人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（平成 14～22 年度）

男女共同参画行動計画（後期）ウィザス・プラン（平成 20～24 年度）

配偶者等からの暴力対策基本計画（平成 23 年度策定予定）

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

1 これまでの取組と課題

平和と人権を尊重する意識が行き渡っていることは、お互いの人格と個性を尊重する社会づくりには欠かせない要素です。

本市では、平成 14 年（2002 年）に策定した「芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・同和問題・外国人・HIV 感染者等・その他の人権問題などそれぞれの課題に取り組むとともに、人権啓発事業や啓発資料の提供を行ってきました。

今後も、さらに人権意識を浸透させるため、人権感覚を育(はぐく)む効果的な取組を進める必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

より効果的な取組を進めるため、人権教育・人権啓発に関する総合推進指針を見直し、市民一人ひとりが人権に関する正しい知識と感覚を身につけるための啓発や、差別や人権侵害を受けた場合の相談と対処に引き続き取り組みます。

3 前期 5 年の重点施策

3-1-1 平和を尊重する意識の普及，啓発に努めます。

・平和の大切さを訴える各種事業を行い，平和を守る意識の普及，啓発に努めます。

3-1-2 人権を尊重する意識の普及，啓発に努めます。

・人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づき，人権教育，啓発を推進します。

・人権を身近に感じることができるよう，効果的な人権意識の普及，啓発に努めます。

・上宮川文化センターを，福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして運営します。

3-1-3 人権擁護機関と連携し相談窓口を開設して差別や人権侵害に対処します。

・神戸地方法務局や人権擁護委員会など関係機関との連携を深めながら差別や人権侵害の事象への対処に取り組みます。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

平和を大切にする心の醸成
いじめ等身近な問題への積極的な関与
人権尊重の理念の理解

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

1 これまでの取組と課題

誰もが、性別に関わりなく社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できるとともに均等に責任を担い、しあわせを分かちあう社会にしていくには、男女共同参画推進の取組が進んでいることが必要です。

本市では、平成 15 年（2003 年）に「第 2 次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」、平成 20 年（2008 年）には後期行動計画を策定し、男女共同参画にかかる意識の啓発や各種施策の推進に努めてきました。

また、平成 21 年（2009 年）に「芦屋市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進への基本理念を定め、取り組む姿勢を明らかにしています。

今後も、より効果的な啓発や、相談体制の充実を図っていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

誰もが性別にとらわれず多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現のため、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されていることや、家庭生活における男女の役割分担意識やセクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他性別による差別的取扱いをなくすための男女共同参画の視点に立つ教育の推進や啓発に取り組んでいきます。

3 前期 5 年の重点施策

3-2-1 あらゆる分野における女性の社会参画を支援します。

- ・男女共同参画に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。
- ・市の附属機関等における女性委員の登用を積極的に行うなど、政策・方針決定の場への女性の参画を進めます。

3-2-2 セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス、その他性別による人権侵害の防止、啓発に努めます。

- ・男女共同参画行動計画の第 3 次行動計画を策定するとともに、配偶者等からの暴力対策基本計画との整合性をとりながら、ドメスティック・バイオレンスの防止や被害者支援に取り組みます。
- ・警察などの関係機関との連携を深めます。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

男女共同参画の意識の高揚
暴力は人権侵害であるとの認識
ドメスティック・バイオレンス等の被害に遭った時の早期相談

目標とする 10 年後の芦屋の姿

4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

【関連する主な条例や計画等】

教育振興基本計画（平成 23～27 年度）

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

この施策目標では芦屋市における幼稚園を含む学校教育での施策について記載していますので、「子ども」とは、幼稚園児・小学生・中学生のことを意味しています。

1 これまでの取組と課題

これからの社会を担っていく子どもたちが、夢を抱き、その夢の実現のための力や社会に適応していくための社会性を身につけ、社会へ羽ばたけるようたくましく育っていることが必要です。

本市の学校教育では、基礎・基本を確実に身につけ、自ら学び考え、心豊かにたくましく生きる力を幅広く「人間力」ととらえ、その育成を最重要課題の一つとして、芦屋の子どもたちが大人になった時に「芦屋で学び、育って、本当によかった」と思えるまちづくりを目指し、「教育のまち芦屋」を発信してきました。各学校園では、学力向上パワーアッププランや学力向上研究支援プラン、学習指導員の配置など「学力向上支援事業」を推進し、平成 20 年度（2008 年度）からの「子ども読書の街づくり」推進事業によって、子どもたちの豊かな心を育（はぐく）む取組を進めてきました。

今後、平成 22 年度（2010 年度）策定の「芦屋市教育振興基本計画」に基づき、「芦屋で育てる“夢と志をもって自ら未来を切り拓く子どもの姿”」を掲げ、21 世紀に生きる子どもたちの育成に向けて教育活動を進めていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長していくよう、子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行うとともに、様々な社会問題が取り巻く中で、子どもたちが健やかに成長し、生きるために必要な資質と能力を育（はぐく）むための取組を進めます。

3 前期 5 年の重点施策

4-1-1 子どもたちの学力の向上に努めます。

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちが主体的に学ぶ授業づくりに取り組みます。
- ・子どもたちが体験的に学ぶ機会の充実を図ります。
- ・子どもたちの学力差を縮小し学力の向上に努めます。
- ・情報教育や国際化に対応した教育等、今日的な課題に対応した教育を推進します。
- ・障がいのある子どもの個に応じた指導、支援の充実を図ります。
- ・特別支援教育センターの機能の充実を図ります。

4-1-2 子どもたちの命や人権を大切に作る心の教育の充実に努めます。

- ・すべての子どもたちが多様な文化や人々と豊かに共生する心を育てます。
- ・子どもたちの読書活動を支援する取組を継続して実施します。
- ・震災の教訓を生かし、語り継ぐ芦屋の防災教育を推進します。
- ・道徳教育の充実に図り、道徳性の育成や規範意識の向上に努めます。
- ・不登校児童生徒への指導、支援や、いじめや暴力行為などの問題行動が起こらないための効果的指導等の取組を推進します。
- ・子ども問題に関わる機関が連携し、虐待、犯罪等の防止等に向けた取組の充実に図ります。
- ・特別支援教育への理解・啓発を図り、交流などを通じて相互理解を図ります。

4-1-3 子どもたちの体力向上に取り組めます。

- ・運動を通じて体力を養うとともに、生涯にわたって運動に親しむ態度を育てます。
- ・食育の充実に取り組めます。

4-1-4 心やすらぐ充実した教育環境の整備に努めるとともに、教員の専門性と指導力の向上に取り組めます。

- ・学校園の老朽化対策を実施するなど、施設、設備や教材・教具の充実に努め、教育環境の改善を図ります。
- ・様々な教育課題に応じた研修の充実に図り、教員の専門性と実践的指導力の向上に努めます。
- ・教員が子どもと向き合う時間を確保する取組を推進します。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

- 学校ボランティアへの参加・協力
- トライやる・ウィークに参加する生徒の受入れ
- 家読(うちどく)の推進

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

この施策目標では芦屋市における青少年に関する施策を記載しています。

平成 22 年(2010 年)4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉が使用されるようになりましたが、この前期基本計画では、0 歳からおおむね 30 歳未満の者について従来から使用されている「青少年」を使用しています。

1 これまでの取組と課題

本市では、社会教育における青少年教育として、同じ年齢や違う年齢の子ども同士の遊びや多様な地域活動、自然との触れ合い、子ども会など青少年団体の活動への参加やボランティア活動など、様々な体験活動の場や機会の充実に努めてきました。

また、青少年の健全育成として、子どもたちが事件・事故にあわないように見守り、健全な心を育てる地域づくり、環境づくりを愛護活動として位置づけ、芦屋市青少年愛護センターを拠点として取組を進めてきました。

青少年が望ましい職業観、勤労観を持ち、社会で自立して生きていく力を身につけていくための取組とともに、近年、有害図書や薬物、ネット被害など青少年を取り巻く環境の悪化への対応も必要となっています。

2 前期5年の取組の方向性

青少年が社会で自立していけるよう、将来の夢や希望を抱き、それを実現するために必要となる知識、能力や、それらを活用する力を身につけながら、健全に成長していくための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

4-2-1 青少年が将来の夢や希望を持ち、必要な知識や能力を身につけられるよう支援します。

- ・学校教育では、小・中学生が将来の夢や希望を持てるよう、職業教育も含めた体験的な学習の機会を増やします。
- ・青少年を対象とした知識、技術修得のための実践教育の機会創出について、民間企業・学校との共催事業を実施します。

4-2-2 青少年の健やかな育成に努めます。

- ・愛護委員による日常的な街頭巡視活動を推進します。
- ・有害図書、有害サイトから青少年を保護するための取組を推進します。
- ・青少年の問題全般について、気軽な相談窓口として相談活動を継続して実施します。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

青少年を育成する活動への協力

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

この施策目標では芦屋市における学校教育以外での主に就学以降の子どもについての施策を記載していますので、小・中学生を中心としたおおむね18歳未満の者を「子ども」としています。

1 これまでの取組と課題

本市では、これまで自治会や老人会、子ども会、コミュニティ・スクールなどのコミュニティ組織が中心となって活発に地域活動を行ってきています。

しかし、一方で、以前に比べ家庭や地域の教育力の低下が懸念されており、この力を取り戻す必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

これまでの活動を活(い)かし、家庭や地域と学校園との連携をさらに強めるための仕組みをつくり、子どもたちの学びを支える取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

4-3-1 地域社会が一体となって子どもたちの学びを支えるため、学校に関係する諸団体をネットワークで結ぶ仕組みづくりを拡充します。

- ・学校地域連携促進事業の成果を検証し、より強固な地域教育推進の仕組みを確立します。
- ・学校行事と地域行事の連携や学校教育を支援するボランティア活動を促進します。

4-3-2 子どもたちが安全に安心して活動できる場として、学習やスポーツ・文化活

動，地域住民との交流活動などを提供します。

- ・放課後や週末などの学校を活用した，子どもの居場所づくりを拡充します。
- ・子ども見守りパトロール活動を支援します。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

子どもたちを育成する活動への協力

目標とする 10 年後の芦屋の姿

5 地域で安心して子育てができている

【関連する主な条例や計画等】

次世代育成支援対策推進行動計画（後期）（平成 22～26 年度）

芦屋市健康増進・食育推進計画（平成 21～24 年度）

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

1 これまでの取組と課題

急速な少子化への対策として、平成 15 年（2003 年）に次世代育成支援対策推進法が施行されました。

本市では、「ともに育てよう親子のきずな地域のきずな」を基本理念に、子どもの育ちの視点・親としての育ちの視点・地域での支え合いの視点を踏まえ、平成 17 年（2005 年）に「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画」（前期）、平成 22 年（2010 年）には後期計画を策定し、具体的な事業を進めてきました。

しかし、少子化、核家族化の進行や、家庭や地域を取り巻く社会状況の変化とともに、地域社会でのつながりが希薄になり、身近な地域に相談相手がないなど、子育てへの負担感が増大する要因ともなっています。

2 前期 5 年の取組の方向性

公的な支援やサービスを提供するとともに、地域で子どもの成長を支えていけるよう、世代を超えた多様なつながりを活(い)かした子育て環境や、地域で気軽に相談できる場づくりを進め、家庭の教育力が向上していくための取組を進めます。

3 前期 5 年の重点施策

5-1-1 地域で子育てについて気軽に相談できる環境を整えます。

- ・子育て家庭が自信を持って子育てができるよう、訪問、相談、交流できる場の充実に努めます。
- ・地域の関係機関、関係団体と連携して気軽に相談できる環境を整えます。
- ・様々な場所や時間に子育てに関する相談・指導等適切な対処ができるよう努めます。

5-1-2 家庭の教育力を向上させるため、様々なサポートを実施します。

- ・乳幼児健康診査の受診率向上を目指します。
- ・子育てへの父親の積極的参加の促進や家族の絆（きずな）を深める体験ができる場の提供に努めます。
- ・子育てに関する情報提供や講座・学習会等を実施し、子育てをサポートします。
- ・幼稚園での子育て支援活動に取り組みます。

5-1-3 要保護児童家庭が自立できるよう支援します。

- ・民生委員・児童委員と連携し、地域住民の生活に関する相談や支援を行います。
- ・ひとり親家庭が、経済的自立を含めた自立ができるよう支援します。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

母子健康手帳を活用した妊娠中の健康管理
 妊娠出産や子育てに関する積極的な情報の入手
 妊娠出産や子育てに関する知識習得や不安を解消するための専門的な窓口の早期利用
 乳幼児健康診査の受診
 出産や子育てについて家族での話し合い
 地域の子どもの成長に関心を持つことと、必要に応じての助け合い
 子ども同士で遊ぶ機会の提供

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

1 これまでの取組と課題

子育てをする人をサポートしていくには、子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っていることが必要です。

本市では、6か所の市立の保育所（定員 480 人）の運営を行うとともに、私立 6か所の認可保育所（定員 336 人）の運営を支援してきました。また、通常保育時間終了後の延長保育、障がい児保育、一時保育や、地域交流とともに、平成 22 年（2010 年）4 月から市立芦屋病院施設内で病後児保育も行ってきました。

しかし、近年、待機児童数が急速に伸びており、平成 17 年度（2005 年度）、平成 19 年度（2007 年度）、平成 22 年度（2010 年度）にあわせて 3 園の私立保育園が開設されているものの、待機児童が 100 人を超える状況が続いています。

2 前期 5 年の取組の方向性

子育てと仕事の両立を可能にする環境を整えるため、既存の施設を活用するなど様々な方法を検討しながら、必要とするときに適切な保育サービスを受けられるための取組を進めるとともに、仕事と子育てのバランスについての意識が向上するための取組もあわせて進めていきます。

3 前期 5 年の重点施策

5-2-1 必要とするときに適切な保育サービスを提供します。

- ・待機児童の解消を優先課題とし、保育所の増設などに努めます。
- ・延長保育や一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な保育需要に対応します。
- ・幼稚園における預かり保育を検討します。

5-2-2 ワークライフバランスの理念の普及、啓発に努めます。

- ・すべての人の働き方の見直しに向けた啓発を行います。
- ・仕事と子育てが両立できるような休暇制度や雇用形態等の普及、啓発を行います。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

ワークライフバランスの正しい理解

第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる

【目標体系図】



目標とする 10 年後の芦屋の姿

6 自分に合った方法で心身の良好な状態を維持して過ごしている

【関連する主な条例や計画等】

特定健診・特定保健指導実施計画（平成 20～25 年度）

芦屋市健康増進・食育推進計画（平成 21～24 年度）

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

1 これまでの取組と課題

市民が心身の良好な状態を維持しているためには、生涯を通じて健康づくりを習慣にすることが必要です。

本市では、保健センターを拠点として、感染症対策や予防接種、母子保健事業、成人保健事業を行ってきていますが、平成 21 年（2009 年）には「芦屋市健康増進・食育推進計画」を策定し、「妊娠・出産期」、「乳幼児期」から「高年期」までのライフステージごとの健康づくりや食育活動の施策を総合的、計画的に推進しています。

しかし、死亡順位 1 位のがんについて市民の検診受診率が県内でも低いことや、健康づくりに欠くことのできない健全な食生活のための食育、また、大きな社会問題となっている自殺防止対策としてこころの健康にも取り組む必要に迫られています。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民が心身を良好な状態にしていけるよう、継続して健康教育を行うとともに、生活習慣病の予防やがんの早期発見のために健康診査や検診の受診率を高め、予防接種を促進して感染症の拡大を防ぐ取組を進めます。

また、近年、対策を必要としている食育やこころの健康についても取り組んでいきます。

3 前期 5 年の重点施策

6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。

- ・特定健診やがん検診などの受診率の向上を目指します。
- ・予防接種の接種率の向上を目指します。

6-1-2 食育や食事バランスについての情報提供を行います。

- ・乳幼児期から正しい食習慣が身に付けられるよう支援します。

6-1-3 こころの健康について気軽に相談できるよう関係機関と連携し支援します。

- ・医師会などの関係機関との連携を深めます。
- ・健康相談、訪問指導、電話相談などにより相談業務を充実させます。
- ・健康づくりハンドブックなどによるストレスの解消法や休養について普及・啓発活動を推進します。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

- 定期的な健康診査やがん検診の受診
- 予防接種を受けること
- 健診後の積極的な自己ケア
- 十分な睡眠などによる心身の休息
- ストレスやこころの健康に関する正しい知識の習得
- 自分にあったストレス解消法の習得
- 職場や地域において悩みを相談できる仲間づくり

施策目標 6-2 市民が適切な診療を受けられる

1 これまでの取組と課題

病気やけがをしたときに的確かつ素早い処置が受けられるためには、救急も含めた地域の医療体制を確立しておく必要があります。

本市では、平成 21 年（2009 年）4 月から市立芦屋病院に公営企業法を全部適用して新たに病院事業管理者を迎え、地域医療の中核病院として「信頼され、選ばれる市民病院」を目指しています。

また、平成 21 年（2009 年）に「市立芦屋病院改革プラン」を策定し、病院事業を持続的かつ安定的に運営していくための抜本的な改革に取り組むとともに、平成 22 年（2010 年）には改修建て替え工事に着手しました。

今後、これらの改革に引き続き取り組んでいく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

地域医療の核となる市立芦屋病院が安定した運営を行いながら他の医療機関と連携して医療を提供していくことや、市民が安心できる救急医療体制を整えていくとともに、安心して医療を受けられるために、保険医療制度の適切な運営に取り組んでいきます。

3 前期 5 年の重点施策

6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。

- ・市立芦屋病院と地域医療機関との連携，調整を密にし，紹介率や逆紹介率の改善を図ります。
- ・市立芦屋病院は，地域医療支援病院の承認と，がん診療連携拠点病院の指定を目指します。
- ・市立芦屋病院は，緩和ケアユニットの創設と人材の確保・育成を行い，適切な医療を提供します。

6-2-2 適切な対応ができる救急医療体制を充実させます。

- ・広域的な救急医療体制の充実を図ります。
- ・休日・夜間の救急医療機関の周知に努めます。
- ・救急救命士の育成と人員の確保に努めます。
- ・市立芦屋病院に ICU 室を設置するとともに，救急措置室の拡充，外科二次救急の実施などにより救急医療体制の充実を図ります。

6-2-3 保険医療制度を適切に運営します。

- ・制度改正に対応しながら，被保険者や助成対象者に対する各種制度をわかりやすく説明し，理解を深めてもらえるよう努めます。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

かかりつけ医を持つこと
正しい応急手当の習得

目標とする 10 年後の芦屋の姿

7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

【関連する主な条例や計画等】

地域福祉計画（平成 19～23 年度）

第 5 次すこやか長寿プラン 21(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)（平成 21～23 年度）

障害者（児）福祉計画（第 5 次中期計画）(平成 21～26 年度)

第 2 期障害福祉計画（平成 21～23 年度）

施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

1 これまでの取組と課題

介護や支援を必要とする場合でも住み慣れた地域で生活を続けることができるためには、地域において保健・医療・福祉の連携体制が確立され、必要なケアを途切れることなく利用できることが必要です。

平成 18 年（2006 年）4 月施行の介護保険法の改正によって各市町村に地域包括支援センターが設置され、本市においても地域包括の仕組みによって保健・医療・福祉の連携が進んできました。

また、平成 19 年（2007 年）に「芦屋市地域福祉計画」を策定し、住民主体の地域福祉を推進し、地域資源を活用するための仕組みづくりを支援して互いに支えあう地域社会の実現のための取組を進め、平成 22 年（2010 年）7 月には、保健福祉の拠点として待望の保健福祉センターを開設しました。

加速する今後の少子化・高齢化に対応していくためには、地域で暮らす人々や、ボランティア、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進員などの地域と保健・医療・福祉の専門機関が連携し、安心して暮らせるための地域づくりを進めていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

安心して暮らせる地域づくりのためには、より利用者に近い視点を持つ地域で活動する人たちの力が必要不可欠であることから、これらの人たちと保健・医療・福祉の関係者とが連携し、様々な情報や支援、サービスを身近に得ることができる環境の整備を進めます。

3 前期 5 年の重点施策

7-1-1 地域の住民や、ボランティア、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などと保健・医療・福祉との連携を充実させます。

- ・自治会等の地域住民や民生委員・児童委員等の福祉団体、保健・医療・福祉の関係支援機関及び行政で構成する地域発信型ネットワークの充実を図り、地域で起こっている課題をより広い地域で解決するシステムの構築を行います。
- ・できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、医療と介護、福祉等のサービスが日常

- 生活の場で適切に提供されるための地域の体制として地域包括ケアの構想を具体化します。
- 保健福祉センターの総合相談窓口で受けた内容を、その後の支援が受けられるよう必要に応じて各関係機関等に適切につなぎます。
- 病院と連携し、保健福祉センター内に医療相談所を開設します。

7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報をわかりやすく提供します。

- 地域包括支援センターをはじめ、介護保険の地域密着型施設などに情報を集め、地域住民との交流会などを通じて地域に提供していきます。
- 点字版・音訳版での広報活動を行い、情報発信の手段を充実します。
- 保健福祉センター内で、障がいの正しい知識等、福祉についての普及啓発を行なう様々な情報を発信します。
- 手話通訳者を窓口配置するなど、相談に対応できる体制を整えます。

7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援します。

- 生活を保障するため、経済的困窮者が生活の維持向上・自立を目指す間、経済的支援を行います。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などへの協力・理解と積極的な参加
地域の活動に積極的に参加するなど、地域発信型ネットワークにつながる場への参加
身近な施設等の利用

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らしている

1 これまでの取組と課題

芦屋市の65歳以上の人口割合は平成27年(2015年)には25,000人を超え、市民のおよそ4人に1人が高齢者という高齢社会を迎えます。高齢社会を活力ある長寿社会とするためには、高齢者がいつまでも生きがいを感じて心ゆたかに住み続けられることが必要です。

本市では、高齢者福祉施策の基本方向等を示すため、介護保険制度がスタートした平成12年(2000年)以降、3年ごとに「芦屋すこやか長寿プラン」を策定し、その時々でのニーズや課題を整理しながら必要となるサービスの整備目標等を定め、それに向けた取組を進めてきました。

しかし、行政による各施策や事業の充実だけでなく、地域で活動する人や暮らす人との協働による取組が不可欠であることから、地域や関係機関等との幅広い連携が必要となっています。

2 前期5年の取組の方向性

高齢者が生きがいを持って、自らの経験や知識、技能を生かしながら主体的に社会の一員としての役割を果たして自分らしくいきいきとした生活を送り、また、介護や支援が必要となった場合にも尊厳を持って住み慣れた地域での生活を送れるよう、適切なサービスや地域での支えがある地域ケアの確立のための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。

- ・高齢者を地域で支える環境づくりを進めるため、地域ケアの推進役を担う「高齢者生活支援センター」の機能を強化します。
- ・地域の様々な社会資源を活用し、地域発信型ネットワークの充実を図ります。
- ・高齢者が介護や支援を必要とする状態になった場合でも、住み慣れた地域の中で可能な限り安心して生活できるよう、地域密着型サービス施設を整備します。
- ・判断能力に不安のある高齢者が、必要なサービスを自己の選択によって利用したり、自立した日常生活を営むことができるように福祉サービスの利用促進を図るとともに、成年後見制度についての普及啓発を強化します。

7-2-2 高齢者の生きがいづくりを推進します。

- ・高齢者の社会参加を促進します。
- ・生きがいづくりに関する情報を随時提供し、参加を呼びかけます。

7-2-3 高齢者が自分の経験や知識や技能を生かせるよう就労の機会を拡充します。

- ・高齢者が地域社会の中で、自らの経験や知識、技能を生かせる環境をより一層充実させます。
- ・シルバー人材センターを、積極的に最大限活用していきます。

7-2-4 総合的な介護予防を推進します。

- ・介護予防事業の充実を図り、高齢者が継続的に介護予防に取り組めるよう自主グループの促進や高齢者支援センターの支援体制を強化します。
- ・介護予防事業への参加を促進するため、利用しやすい環境づくりと介護予防の必要性の普及啓発に努めます。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

- 地域ケア会議への積極的な参加
- 地域密着型サービス運営推進会議への参加
- 福祉ボランティア活動への理解と参加

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

1 これまでの取組と課題

障がいのある人が、地域において安心して生活できる社会を実現していくためには、障がいのある人を取り巻く環境の変化や障がいのある人の状態・状況に応じた施策の推進と支援体制の構築を図ることが必要です。

障がい者支援については、平成15年(2003年)に支援費制度が導入され、障がい福祉サービスの利用が「措置」から利用者の自己選択、自己決定による「契約」へ転換されましたが、様々な課題が生じたことから制度の見直しがあり、平成18年(2006年)から「障害者自立支援法」が施行され、サービス体系の抜本的見直しが行われました。

本市では、障害者基本法に基づき、平成16年(2004年)と平成21年(2009年)に「芦屋市障害者(児)福祉計画」を、また、平成19年(2007年)と平成21年(2009年)には障害者自立支援法に規定する「芦屋市障害福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの提供

や提供基盤の整備に努めてきました。

障がいのある人が持てる能力を最大限に発揮し、地域社会の一員としてともに生き、支え合うまちを目指すには、地域での生活を支えるケア体制と地域での障がいに対する正しい理解と協力が必要です。

2 前期5年の取組の方向性

障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できるよう、障がいへの正しい理解を促進する取組を進めるとともに、相談窓口、障がい福祉サービスの提供基盤や就労支援など、サービスの充実に取り組んでいきます。

3 前期5年の重点施策

7-3-1 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。

- ・ 学齢期の子どもを対象に、障がいへの正しい理解の啓発に努めます。
- ・ 当事者の組織化の促進や運営支援を図ります。

7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。

- ・ 権利擁護も含めた全ての相談に対応できる体制を維持します。

7-3-3 障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

- ・ 障害福祉計画に基づき、必要なサービスを確保します。
- ・ 発達に課題のある子どもには早期に適切な療育及び訓練等を提供します。

7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。

- ・ 就労に関する相談事業を拡充します。
- ・ 就労の場を提供します。
- ・ 特別支援学校在校生の就労に伴う実習生を受け入れます。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

障がいのある人への正しい理解、見守り、声かけ
福祉ボランティア活動への理解と参加

目標とする 10 年後の芦屋の姿

8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている

【関連する主な条例や計画等】

市民の生活安全の推進に関する条例（平成 13 年条例第 17 号）

施策目標 8-1 市民一人ひとりの暮らしの安全・安心への意識が高まっている

1 これまでの取組と課題

様々な犯罪被害等に遭わないよう、子どもから大人まで一人ひとりが防犯意識や生活の知恵を大切にし、暮らしの安全・安心について意識を向上させることが必要です。

本市では、学校での安全教育を行うとともに、防犯協会や自治会、愛護活動などを通じた啓発活動を行ってきました。

また、消費生活センターでの消費生活相談や、自治会や市民グループへの出前講座などによる啓発活動を行っています。

しかし、犯罪手口の多様化や巧妙化が進み、新たに発生する課題に迅速に対応していく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

暮らしの安全・安心への意識が高まるよう、引き続き、学校での安全教育に取り組むとともに、正確な犯罪情報、消費者安全情報等を入手して情報提供や啓発を行い、防犯協会や自治会などの団体や警察などの関係機関と連携し、防犯意識を向上させる取組を進めます。

3 前期 5 年の重点施策

8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知、啓発に努めます。

- ・学校での安全教育や、防犯活動を行う関係団体、地域活動などを通じた啓発活動によって、市民が自分自身の身を守るための防犯意識の向上を図ります。

8-1-2 消費生活に関する情報をわかりやすく提供するとともに、相談業務の充実を図ります。

- ・消費生活センターにおける情報提供を充実します。
- ・弁護士等の専門家との連携を強化し、消費生活相談窓口の高度化を図ります。
- ・地域での消費生活に関する学習機会や啓発活動を充実します。
- ・学校における消費生活に関する教育との連携を図ります。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

身近な犯罪情報を知ること

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

1 これまでの取組と課題

犯罪が起きにくいまちになるためには、市民一人ひとりの防犯意識を広げて地域全体のものにしていく必要があります。

本市では、生活安全推進に携わる関係機関・団体等で構成する生活安全推進連絡会を設置し、情報交換や地域防犯活動の普及促進、安全意識を啓発するための協力などを行ってきました。また、地域での防犯活動を推進するため、まちづくり防犯グループの結成や活動への支援を行い、グループ同士の情報交換や交流の場としてまちづくり防犯グループ連絡協議会を開催するとともに、学校園や愛護活動、防犯協会などとの連携を図ってきました。

さらに、自治会などの要望によって、犯罪等の抑制効果があるとされる青色防犯灯を設置してきました。

今後も、継続して取組を進め、地域における犯罪をなくし、市民が安心して快適に生活できるよう、安全・安心なまちにしていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

犯罪が起きにくいまちになるよう、引き続き、地域の防犯活動への支援に取り組み、防犯協会などの関係団体、警察などの関係機関と連携するとともに、地域と協力して夜に暗がりになる場所を減らすなど、安全・安心なまちへの取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

8-2-1 犯罪を防ぐための活動を促進します。

- ・犯罪発生に関する情報提供や子どもの見守り、パトロール活動などで犯罪が起きにくいまちづくりを目指します。
- ・地域における自主的な防犯活動の活性化に取り組みます。

8-2-2 夜間でも安心して市内を通行できるようにします。

- ・まちづくり防犯グループ等を通じて、夜間通行不安箇所に関する実態を把握し、対応についても地域と協議していきます。
- ・公益灯の補修、新設、容量変更による照度アップなどを継続して実施し、夜間通行不安箇所の減少を目指します。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

地域を自分たちで守っていく活動への参加
通りを暗くしないための集合住宅の外灯や戸建住宅の門扉などの点灯活動

目標とする 10 年後の芦屋の姿

9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

【関連する主な条例や計画等】

斜面地建築物の制限に関する条例（平成 18 年条例第 17 号）

都市計画マスタープラン（平成 17～32 年度）

緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）（平成 19～32 年度）

地域防災計画（毎年更新）

水防計画（毎年更新）

国民保護計画（平成 19 年 3 月策定）

耐震改修促進計画（平成 20～27 年度）

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

1 これまでの取組と課題

災害など万が一のときに的確に行動ができるためには、それぞれの家庭や地域で実際に活動できるように日頃から備えておくことが必要です。

本市では、自主防災会の結成を促進し、防災倉庫を活用した防災訓練などへの支援を行うとともに、土砂災害警戒区域や避難所を掲載した防災情報マップを作成して配布するなど、防災意識の向上に努めてきました。

しかし、新たな市民の流入などに伴い、今後も震災の経験を継続して活(い)かしていく取組を行っていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

家庭や地域の防災力を高めるため、市民一人ひとりが自分の身は自分で守れるよう日頃の心がけを促すことや、地域で被害を最小限に抑える活動や災害時要援護者を支援できる仕組みを整えていくための取組を支援するとともに、災害の経験や教訓を風化させることなく、次の世代へ様々な場で語り継いでいくための取組も継続して行います。

また、行政においても、火災や交通事故などの日常起こりうる災害に対する消防・救急救助体制の充実を図るとともに、地震等の大規模な自然災害に対する防災体制を充実させていきます。

さらに、近年のゲリラ豪雨などの浸水被害については住民避難の考え方も変わってきており、最新の防災に関する調査や研究に注目しつつ、芦屋市としての対応に取り組みます。

3 前期 5 年の重点施策

9-1-1 災害時に地域の人たちが自主的に行動できるための活動を促進します。

- ・市民一人ひとりの防災意識を高めるための周知・啓発に努めます。
- ・災害時に様々な伝達手段を活用し、正確な情報を発信します。
- ・防災訓練の実施などにより、災害時に備えます。
- ・災害時に要援護者を地域の人たちで支援できる仕組みづくりを進めます。

- ・災害の経験や教訓を風化させることなく次の世代へ語り継ぐ活動を促進します。

9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。

- ・統合型発信地表示システムの導入などにより、現場到着時間の短縮を目指します。
- ・消防車両の更新や救急救命士の育成、消防団との連携強化などにより、総合的な消防体制の強化を図ります。

9-1-3 大規模な災害に対応できる体制を充実させます。

- ・地域防災計画の毎年の更新は、最新の災害対応への考え方を取り入れながら行います。
- ・災害時相互応援協定を強化するため、広域的な連携を推進します。
- ・備蓄内容の充実を図ります。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

災害時に近くで気が付いた危険情報を行政へ連絡
防災訓練など地域における防災活動への積極的な参加
住宅用火災警報器の設置
的確な 119 番通報
消防団への入団

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

1 これまでの取組と課題

地震などの災害からわたしたちのまちを守っていくためには、六甲山麓や芦屋川、宮川などの河川、海岸などの自然環境とともに、建物等が災害に強くなっていることが必要です。

本市では、阪神・淡路大震災以降、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備や防災倉庫の設置を進めてきました。また、国や県、市民団体などと連携して、災害に強い六甲山麓にするための植樹活動や、芦屋川に増水警報システムを設置するとともに、兵庫県において芦屋川や宮川の河川改修も行ってきています。

さらに、災害時に緊急情報を市内一斉に伝達するため、防災行政無線システムとして市内全域に30か所以上の屋外拡声器を設置しました。

また、学校園などの耐震改修とともに、民間住宅の耐震診断や耐震改修を促進するための助成も行っています。

しかし、上・下水道施設や市の保有するその他の公共施設全ての耐震化を目指して引き続き取り組むとともに、住宅などの耐震化率を上げていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

災害に強い安全なまちとなるため、引き続き、国や県とも連携しながら六甲山麓や芦屋川、宮川などの安全性を自然環境に配慮しながら高めていくとともに、住宅などの建物や上・下水道などの都市基盤施設の防災・減災機能を向上していくための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

9-2-1 住宅などの防災・減災機能の向上を促進します。

- ・ 県の助成事業を活用した建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策について自治会等を通じて広く市民に周知することや、耐震の必要性を理解してもらう工夫を行いながら住宅の耐震化率を向上させる取組を推進します。

9-2-2 建物や施設の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

- ・ 既存の防災施設・設備の整備点検を実施し、機能を維持していきます。
- ・ 市有建築物について順次耐震化を進めます。
- ・ 上下水道の老朽施設の更新工事を継続的に行うことにより、耐震化を図り安全性を確保します。
- ・ 浸水被害の軽減に努めます。
- ・ 地震や風水害、豪雨などの事象を想定し、水道施設のバックアップ機能の充実を図ります。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

建築物の耐震診断や、耐震改修
フェニックス共済への加入

第3章 人々のまちを大切に作る心や暮らし方を まちなみにつなげる

【目標体系図】



目標とする 10 年後の芦屋の姿

10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

【関連する主な条例や計画等】

都市景観条例（平成 21 年条例第 25 号）

緑ゆたかな美しいまちづくり条例（平成 11 年条例第 10 号）

住みよいまちづくり条例（平成 12 年条例第 16 号）

生活環境保全のための建築物等の規制に関する条例（平成 8 年条例第 25 号）

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 14 年条例第 27 号）

建築協定に関する条例（昭和 43 年条例第 23 号）

都市計画マスタープラン（平成 17～32 年度）

緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）（平成 19～32 年度）

都市景観形成基本計画（平成 8 年策定）

景観計画（平成 23 年度策定予定）

第 2 次環境計画（平成 17～26 年度）

森林整備計画（平成 19～28 年度）

施策目標 10-1 自然と緑を守り，創(つくり)，育てる文化を継承している

1 これまでの取組と課題

平成 16 年（2004 年）の「芦屋庭園都市宣言」にふさわしい美しいまちなみを形成していくためには、今ある芦屋の自然と緑を守り，創(つくり)，育てるとともに，まちなかも花と緑でいっぱいにし，まちが自然と調和していることが必要です。

本市では，健全で緑ゆたかな美しい環境を保全するために市民と行政がそれぞれの役割分担のもとで協働して取り組むよう，平成 11 年（1999 年）に「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」を制定しました。

さらに，平成 20 年（2008 年）に「芦屋市緑の基本計画」を策定し，庭園都市アクションプログラムなど花と緑いっぱいのまちづくりを推進するとともに，平成 17 年（2005 年）に策定した「第 2 次芦屋市環境計画」では人と自然とのふれあいを目標の一つとして具体的な取組を進めています。

2 前期 5 年の取組の方向性

自然と緑を守り，創(つくり)，育てる文化が継承されていくため，六甲山など芦屋市域よりも広い範囲の緑を守ることや，芦屋川や宮川などの河川沿い，道路，公園，広場などの公共空間に花と緑を増やす取組を進めるとともに，市域の大部分を占める住宅地の花や緑を増やす取組を進めます。

また，自然環境を守るため，自然とふれあう環境を整え，自然を大切にすることを醸成するため取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

10-1-1 まちなかを花と緑で彩り，道路や河川沿いの緑を守り育てます。

- ・市内を花と緑でいっぱいにする活動を促進します。
- ・公共空間の花と緑を守り育てます。
- ・主要な道路や河川沿いの緑を守り育てます。
- ・緑ゆたかな「緑の保全地区」を守り，地区を増やしていきます。
- ・緑ゆたかな環境を与える保護樹等の更なる指定により緑を大切に保護していきます。

10-1-2 安全に芦屋の自然と親しむことができる環境を保全します。

- ・芦屋川は市民の憩いと潤いを与える川に，宮川は多自然型の川を目指し，人々に親しまれる水辺空間の保全について引き続き県に求めています。
- ・山の自然と親しめる環境を保全します。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

- オープンガーデンへの参加
- 花と緑のコンクールへの応募
- 地域での花壇活動への参加
- 保護樹，保護樹林指定への協力

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

1 これまでの取組と課題

土地の細分化などが進み変わりつつある芦屋のまちなみについて，市民と行政で考えていく必要があります。

本市では，市民が健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の保全及び育成のため，平成12年（2000年）に「芦屋市住みよいまちづくり条例」を制定し，市民，建築主，宅地開発事業者等と市の責務や基本となる事項などを定めるとともに，その地域の住民が自分たちでまちなみのルールづくりを行う地区計画や建築協定の取組を進めてきました。

さらに，平成21年（2009年）に「芦屋市都市景観条例」を制定し，芦屋市全域を景観法で定める景観地区に指定し，「国際文化住宅都市」にふさわしい魅力ある景観をつくり出し，個性ゆたかで快適なまちを目指しています。

2 前期5年の取組の方向性

建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和していくためには，これまでの成果をさらに確実にしていくための取組を進めていくとともに，建築物だけでなく屋外広告物を含む工作物についても周辺の景観と調和した美しいまちなみとなる取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

10-2-1 芦屋らしい美しい景観となるよう景観誘導施策を進めていきます。

- ・芦屋川周辺や南芦屋浜の景観地区の指定を進めていきます。
- ・景観行政団体となり，芦屋市屋外広告物条例を策定し，広告物も含めた総合的な景観行政を行います。

- ・地域ごとにその地域に合ったまちづくりを進めるため，地区計画を推進します。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

景観地区についての理解と協力

景観協定，景観整備機構の指定への協力

住宅等の生垣や石積みの保全

目標とする 10 年後の芦屋の姿

1 1 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている

【関連する主な条例や計画等】

緑ゆたかな美しいまちづくり条例（平成 11 年条例第 10 号）

清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（平成 19 年条例第 13 号）

廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 12 年条例第 32 号）

第 2 次環境計画（平成 17～26 年度）

緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）（平成 19～32 年度）

環境保全率先実行計画（あしやエコオフィスプラン）（平成 18～22 年度）

一般廃棄物処理基本計画（平成 17～26 年度）

分別収集計画（平成 20～24 年度）

芦屋処理区合流式下水道緊急改善計画（平成 21～25 年度）

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

1 これまでの取組と課題

近年、地球温暖化などの環境問題が深刻になっており、本市においてもさらに取り組んでいくことが必要です。

本市では、「人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや」を目指し、平成 17 年（2005 年）に 10 年間の「第 2 次芦屋市環境計画」を策定し、芦屋エコライフの普及や環境への負荷の低減への取組を進めるとともに、平成 19 年（2007 年）に「第 2 次芦屋市環境保全率先実行計画（あしやエコオフィスプラン）」を策定して事業者としての取組も行っています。

今後も、これらの取組をさらに確実に進めていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

環境に配慮した暮らしや環境にやさしいまちとなるよう、自然環境を守り、まちなかの緑を増やす取組を進めるとともに、環境への負荷を低減するため、ごみの減量化、再資源化及び太陽光発電などの省エネルギーの推進などに取り組んでいきます。

2—具体的な施策 3 前期 5 年の重点施策

11-1-1 市民が省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮した生活ができるよう周知、啓発に努めます。

- ・住宅用太陽光発電など、省エネルギー設備等について国、県等の動向を見ながら普及促進に努めます。
- ・ごみの減量化・再資源化を目的とした一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）に基づき、廃棄物のリデュース・リユース・リサイクルの推進に取り組めます。
- ・身近な題材をテーマに楽しく環境について学習できる事業を継続して実施します。

11-1-2 行政も事業者として適切な廃棄物の処理や公共用水域の水質保全など環境

に配慮した取組を推進します。

- ・公共水域の水質保全に努めます。
- ・環境への負荷が少ない適切な廃棄物の処理を行います。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

省エネ意識をもった生活
 環境負荷の少ない設備の設置
 環境負荷の少ない製品の購入，利用
 建物の新築・増改築時における雨水浸透施設の設置
 分別排出の徹底
 生ごみの水切り

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

1 これまでの取組と課題

美しいまちなみを形成するためには、まちを清潔に保ち、不快な思いをせずに生活できることも必要です。

本市では、平成 19 年（2007 年）に「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称：市民マナー条例）によって、歩行喫煙、たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置、夜間の花火、落書き等の禁止について定め、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境の確保のための取組を進めてきています。

これらの取組の成果は表れてはいますが、まだ、十分とは言えず、今後もさらに周知徹底に努めていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

清潔なまちとなるよう、（通称）市民マナー条例の取組をさらに進め、市外から来られる方への周知とともに、市民一人ひとりのマナーが向上し、ごみの散乱やポイ捨て、落書きなど他人の迷惑になるような行為ができないようなまちの雰囲気にしていくよう取り組みます。

3 前期 5 年の重点施策

11-2-1 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）の周知、啓発に努めるなど清潔なまちづくりを進めます。

- ・市内公共施設における受動喫煙防止対策として、禁煙を推進します。
- ・清潔で安全・快適な生活環境の確保を図るため、市民マナー条例の充実を検討します。
- ・市内の生活環境向上のため美化運動を推進します。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

地域のマナーは地域で守るとの視点に立った行動や周囲への啓発
 市内公共施設管理者や公共交通機関事業者による受動喫煙防止対策

目標とする 10 年後の芦屋の姿

1 2 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り，市内が安全に安心して移動できるようになっている

【関連する主な条例や計画等】

交通バリアフリー基本構想（平成 19 年 4 月策定）

交通安全計画（平成 23 年度改訂予定）

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

1 これまでの取組と課題

市内を安全に移動できるようになるためには，道路を利用するすべての人が交通ルールを守り，お互いに配慮して気持ちよく利用できるよう交通マナーを向上していくことが必要です。

本市では，交通事故のない芦屋を目指し，平成 19 年（2007 年）に「芦屋市交通安全計画」を策定し，市民の交通安全に関する意識の普及を図る取組を進めてきました。

しかし，交通事故の発生件数は横ばいを続けており，効果的な取組を行う必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

これまでの取組を充実するため，警察や交通安全協会などの関係機関との連携を強化しながら，自動車や自転車などに乗る人や歩行者一人ひとりの交通ルールとマナーの向上を目指して取り組めます。

3 前期 5 年の重点施策

12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知，啓発に努めます。

- ・チャイルドシートの着用など，子どもを交通事故から守るための周知，啓発に努めます。
- ・子どもたちや高齢者を対象に交通安全教室を開催します。
- ・自転車の交通ルールとマナーについて街頭指導を行い，周知，啓発に努めます。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

道路を利用するすべての人が交通ルールを守り，気持ちよく利用できるようお互いに配慮した思いやりの気持ちで交通マナーを高める。

お互いに交通ルールやマナー違反について注意を呼びかける。

自動車や自転車などに乗る人は常に「歩行者を優先」する。

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

1 これまでの取組と課題

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もがどこでも気軽に安心して移動できるためには、道路や建物などがバリアフリー化されていることが必要です。

本市では、高齢者や障がいのある人などが円滑に移動ができ、建築物等の施設を利用し易くするため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、平成 19 年（2007 年）に「芦屋市交通バリアフリー基本構想」を策定し、阪神芦屋駅・市役所を中心とした地区を重点整備地区として定め、特に平成 22 年（2010 年）までに実施する事業を中心にバリアフリー化に取り組んできました。

今後も、公園や道路のバリアフリー化を計画的に進めていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

重点整備地区で長期的に実施する取組を進めるとともに、その他の道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物などのバリアフリー化についても優先順位をつけながら進めていきます。

3 前期 5 年の重点施策

12-2-1 道路や公園などの公共空間のバリアフリー化を進めます。

- ・歩道設置路線のバリアフリー化を進めます。
- ・公園施設のバリアフリー化を進めます。
- ・交通バリアフリー基本構想に基づき、市役所周辺のバリアフリー化について取り組みます。

12-2-2 様々な人が利用する建物のバリアフリー化を推進、促進します。

- ・公共施設のバリアフリー化を進めます。
- ・ソフト面では、「ユニバーサル社会づくり推進地区」内の店舗や医療施設等の高齢者や障がい者などが利用する施設のバリアフリー化改修工事の補助制度を周知し、県と連携し支援します。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

点字ブロックなどのバリアフリー設備の使用を妨げないよう、物などを置かないこと

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

1 これまでの取組と課題

道路や橋りょうが安全に通行できるとともに、移動手段を持たない人でも快適な暮らしができるためには、歩道の整備や公共交通が利用しやすくなっていることが必要です。

本市では、道路や橋りょう、防護柵などの維持管理とともに、新たな道路の整備や区画整理事業においては歩道の整備を行ってきました。また、道幅が狭く歩道を確保できない道路については、自動車などがスピードを出せない工夫を行ってきています。

また、駐輪場の増設や、違法駐輪の撤去など、歩行者の安全確保に努めてきました。

しかし、歩道が整備されていない道路が多く存在することや、市内の南北交通が不便なことからバス路線などの改善を求める声もあります。

2 前期5年の取組の方向性

誰もが安全かつ快適に移動できるよう、道路や交通安全施設を適切に整備・維持管理し、歩道を整備できない道路については、引き続き歩行者の安全を確保するための工夫を進めるとともに、バスや鉄道といった公共交通を利用しやすくするための取組を検討します。

また、歩行者の安全確保のために違法駐車・駐輪がなくなるよう、市内の店舗や鉄道駅周辺の駐車場や駐輪場を利用しやすくするための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

12-3-1 道路や交通安全施設の整備・維持管理を適切に行います。

- ・道路、橋りょう等を計画に基づき修繕、整備します。
- ・歩道が未整備の道路については歩行者の安全が確保できるよう、様々な工夫に努めます。

12-3-2 駅周辺の交通機能を高めるための取組を検討します。

- ・JR芦屋駅南側の交通機能を高めるため、また、芦屋らしい南玄関口となるようJR芦屋駅南地区まちづくり計画案を検討します。

12-3-3 公共交通や道路網を含めた市内交通の円滑化に向けて取り組みます。

- ・バス運行の改善や利便性の向上について関係機関と協議します。
- ・山手幹線開通後の環境への影響や周辺道路の交通量の実態を把握し、安全かつ円滑な交通処理の実現に向け対策を検討します。
- ・社会情勢等の変化を踏まえ、未整備の都市計画道路のあり方について研究します。

12-3-4 店舗や駅周辺での違法駐車や違法駐輪を減らす取組を進めます。

- ・既存の自転車駐車場施設を改良等するなど、収容台数増加に取り組みます。
- ・駅周辺の放置禁止区域における違法自転車等の撤去作業を継続して実施します。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

駐車場や駐輪場の利用

目標とする 10 年後の芦屋の姿

1 3 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

【関連する主な条例や計画等】

- 都市計画マスタープラン（平成 17～32 年度）
- 住宅マスタープラン（住生活基本計画）（平成 20～29 年度）
- 市営住宅等ストック総合活用計画（平成 22～41 年度）
- 水道施設整備計画（平成 18～41 年度）
- 芦屋処理区合流式下水道緊急改善計画（平成 21～25 年度）
- 公共下水道事業計画（平成 23～28 年度）
- 下水道中期ビジョン（平成 22 年度策定）

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

1 これまでの取組と課題

芦屋らしい美しい景観の大きな要素である住宅が、周辺の景観と調和していることも必要ですが、安全と安心のためのすまいづくりにも必要です。

本市では、これまで培われてきた芦屋のまちのよさを次の世代に継承しながら住宅都市として成熟していくため、平成 20 年（2008 年）に「芦屋市住宅マスタープラン」を策定し、住宅施策を総合的かつ効果的に推進するための取組を進めています。

また、今後の市営住宅等の計画的な修繕、改善、建替などのストックの活用方法を定めるため、平成 22 年（2010 年）に「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」を策定して安全で快適なすまいを長期にわたって確保することを目指しています。

このような状況の中で、近年、耐震改修、バリアフリー改修等の住宅リフォームや集合住宅の維持管理に関する相談窓口への需要が高まっています。

2 前期 5 年の取組の方向性

これまで取り組んできた良好な住環境の形成と、良質な住宅供給の促進や市営住宅等の耐震化とともに、既存の民間戸建住宅や集合住宅の耐震化やバリアフリー化の促進、維持管理のための相談体制や情報提供の充実などに取り組んでいきます。

3 前期 5 年の重点施策

13-1-1 良好な住環境の形成と良質な住宅供給を促進します。

- ・緑ゆたかな住宅景観の継承と、より魅力ある都市景観の創造を図ります。
- ・住みよいまちづくり条例等に基づいて良好な住環境の保全・育成に努め、良質な住宅供給を促進します。

13-1-2 住宅の維持管理や改善に向けた相談や情報提供に努めます。

- ・総合的な住宅相談窓口を設置し、バリアフリー化や耐震化等の住宅リフォームの促進を支援します。

- ・既存マンションの良好な維持管理や改善等の課題解決に向けた、マンション管理組合の情報交換・共有の場づくりを支援します。

13-1-3 市営住宅等の耐震化やバリアフリー化等を進め、ストックの維持管理を適切に行います。

- ・市営住宅等ストック総合活用計画に基づき、市営住宅等の耐震化やバリアフリー化を進めます。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

- 良好な住環境の形成への理解と協力
- マンション管理組合の理解と協力
- 市営住宅の建替等についての入居者の理解と協力

施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している

1 これまでの取組と課題

快適な暮らしを支えていくためには、住宅都市に必要な都市施設が適切に整備・維持管理されていることが必要です。

本市には、道路、橋りょう、公園や上・下水道施設をはじめ、市営住宅、学校園、病院、福祉施設、集会所施設、社会教育施設、市庁舎等の様々な施設があります。平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災を教訓に、多くの人々が利用する施設、病院、学校園などを優先して耐震化やアスベスト対策などへの対応を行ってきました。

現在、市が保有する多くの既存施設の老朽化が進んでいます。近年は、震災当時に損傷を受けた部分の改修を行ったのみで、逼迫した財政状況から根本的な改修を行えておらず、計画的な改良と維持管理が必要となっています。

2 前期5年の取組の方向性

住宅都市としての機能を有効に活用できるよう、既存施設の状況把握や対処が必要な部分の洗い出しを行い、優先順位をつけながら、暮らしに必要な都市施設が安全で快適に利用できるよう、計画的な改良や維持管理に取り組んでいきます。

3 前期5年の重点施策

13-2-1 都市施設や設備の効率的な活用や長寿命化のための保全計画を策定し、適切な改修や維持管理を行います。

- ・市が保有する建築物に関する情報をデータベース化し、保全計画を策定します。
- ・水道の老朽管路の更新を計画的に行っていきます。
- ・下水道長寿命化計画を策定し、下水道施設の改築、更新を行っていきます。
- ・公園施設について長寿命化計画に基づき維持管理していきます。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し，市民の利便性も向上している

1 これまでの取組と課題

芦屋に暮らす人が快適に生活するためには，消費生活の利便性を高める必要があります。本市では，ＪＲ芦屋駅北側の再開発事業による商業集積以降は，中小企業への融資や，商店街の空き店舗対策などを行ってきています。

しかし，５年ごとに行っている広域商業診断の平成 20 年（2008 年）診断では，芦屋の商業は，阪神・淡路大震災から復興したものの景気の低迷が続いていることに加え，特に近年は周辺部に相次いで大規模な商業施設が出来たこともあって，買い物客が市外に流れる傾向にあり，小売商業は厳しい状況となっています。

2 前期 5 年の取組の方向性

全ての市民が便利に買い物などの消費生活ができるように，商店街などある程度の商店の集積を促進するとともに，文化やスポーツ教室など商業以外の機能，休憩スペース，歩きやすく安全で快適な歩道などといった市民ニーズに的確に応えていかなければなりません。

3 前期 5 年の重点施策

13-3-1 魅力ある商店街づくりを推進し，生活の利便性の向上を目指します。

- ・商店街の活性化対策を支援します。
- ・安全で快適な商業環境を目指し，商業施設の整備を支援します。

13-3-2 市民の利便性の向上のため，商業・業務施設の立地を検討します。

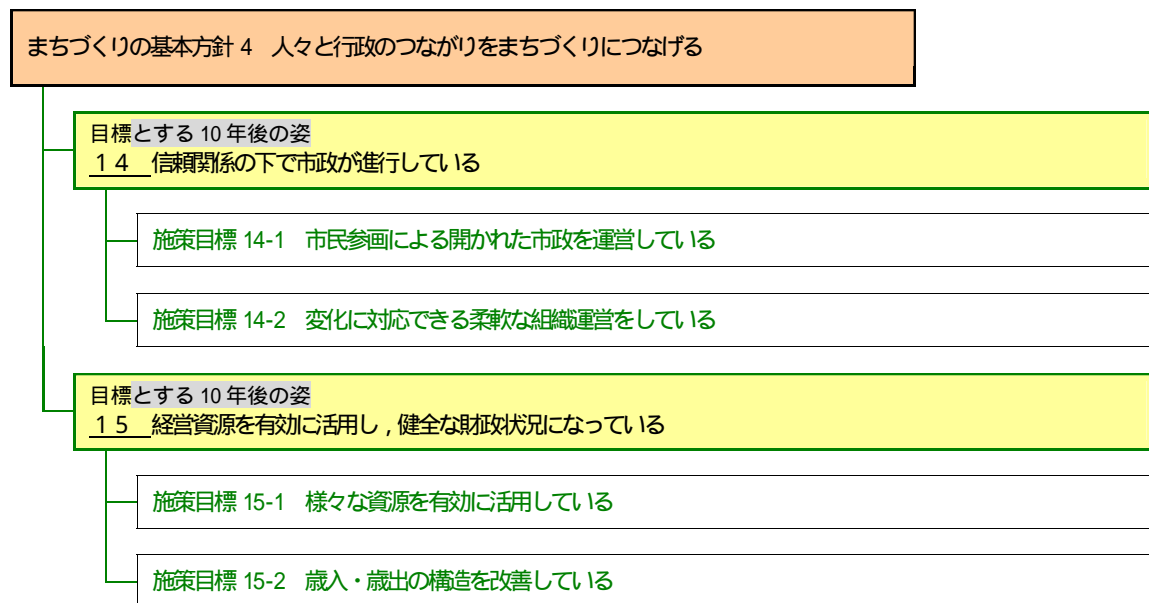
- ・ＪＲ芦屋駅から阪神芦屋駅にかけて歩いて楽しい商業空間となるよう，また，ＪＲ芦屋駅の南側へ乗降する人がより便利になるよう，ＪＲ芦屋駅南地区のまちづくりの中で，商業サービスのあり方を検討します。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

身近な商店や商店街の利用

第4章 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

【目標体系図】



目標とする 10 年後の芦屋の姿

1 4 信頼関係の下で市政が進行している

【関連する主な条例や計画等】

- 情報公開条例（平成 14 年条例第 15 号）
- 行政手続条例（平成 11 年条例第 3 号）
- 個人情報保護条例（平成 16 年条例第 19 号）
- 附属機関の設置に関する条例（平成 18 年条例第 5 号）
- 情報提供の推進に関する指針（平成 17 年 9 月策定）
- 附属機関等の設置等に関する指針（平成 16 年 7 月策定）
- 人材育成基本方針（平成 17 年 3 月策定）
- 危機管理指針（平成 18 年 8 月策定）

施策目標 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

1 これまでの取組と課題

開かれた市政のためには、市民への積極的な市政に関する情報の開示とともに、市民による市政参画が必要です。

本市では、平成 14 年（2002 年）に「芦屋市情報公開条例」を制定し、平成 17 年（2005 年）に「芦屋市情報提供の推進に関する指針」を策定して、情報提供と市民と行政の相互理解に努めてきました。

また、平成 19 年（2007 年）に「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を、平成 20 年（2008 年）には「芦屋市市民参画協働推進計画」を策定して市民の積極的な参画と協働を推進してきました。

しかし、依然として市政に関する情報がわかりにくいという声や、身近な施策や事業での市民参画の機会を求める意見などがあり、市民目線での情報提供を行うとともに、市民参画のあり方を見直していく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民参画によるさらに開かれた市政となるよう、市政に関する情報を市民からわかりやすいものとするための取組を進めるとともに、市政への参画のあり方や、施策を市民目線で見直すなどの取組を進めていきます。

3 前期 5 年の重点施策

14-1-1 市政に関する情報を適時に適切な方法でわかりやすく発信し、透明性の確保に努めます。

- ・市政に関する情報を適時にわかりやすく発信します。
- ・情報提供の推進に関する指針に基づき、情報提供の充実に努めます。

14-1-2 市民参画の機会の充実に努めます。

- ・パブリックコメントでの意見募集や附属機関などの委員を市民から公募するなどの市民参画の仕組みを、時代に合うように市民と協働で見直します。

14-1-3 総合計画の取組の成果を市民目線で確認しながら、施策を改善していきます。

- ・施策評価に基づいた事業計画を作成するサイクルを確立します。
- ・成果に重点を置いた施策評価を外部の専門家や市民の参加を得ながら定着させていきます。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

市政に関する情報の積極的な利用
市民参画の機会への積極的な参加

施策目標 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

1 これまでの取組と課題

市民から信頼される市政を進めていくためには、変化に対応できる柔軟な組織運営を行っていくことが必要です。

本市では、柔軟でスリムな行政システムを目指し、組織の簡素化や職員数の削減などに取り組んできました。また、平成 17 年（2005 年）に「あしや」人材育成基本方針」を作成し、社会経済情勢の変化に的確に対応できる職員の育成を目指してきました。

行政が行う業務が多様化、複雑化することによって、施策分野における専門性が必要になってきていますが、施策間の連携や組織横断的な視野がより必要になっています。

また、指定管理者制度の導入や業務委託の増大に伴って管理能力が必要となり、市民参画や市民との協働のために市民や地域と連携できるコミュニケーション能力も求められています。

2 前期 5 年の取組の方向性

組織として変化に対応できる柔軟な運営ができるよう、時代の要請に応じた職員一人ひとりの能力を高めていくとともに、持てる力を十分に発揮することができる組織環境を整え、常に広い視野で横の連携を意識し、組織として柔軟かつ迅速に対応していけるよう取り組んでいきます。

3 前期 5 年の重点施策

14-2-1 職員一人ひとりが能力の向上に努め、組織として行政サービスの向上を目指します。

- ・人材育成基本方針に基づく実施計画など、職員の意識改革、資質向上、能力開発に関する取組を推進します。
- ・人事評価制度の導入を図り、適正な処遇や人材育成等に努めます。

14-2-2 職員一人ひとりが横の連携を常に意識し、組織として柔軟かつ迅速に対応します。

- ・市民からの意見等の情報共有化の仕組みづくりを行います。

- ・組織横断的な課題解決ができるよう複数の課の連絡調整など関連分野との連携を重視した柔軟かつ横断的な組織運営に努めます。
- ・市民からの問い合わせや窓口業務などにおいては、全ての人に優しく迅速な対応を心がけるとともに、適切な部署への案内などサービスの充実に努めます。

14-2-3 職員一人ひとりが公正の確保，法令順守はもとより，危機管理意識の醸成を図りながら確実な組織運営を行います。

- ・適正かつ確実な個人情報保護に努めます。
- ・適正な情報公開制度の運用に努めます。
- ・職員の危機管理意識の醸成を促進します。
- ・職員の法務能力向上のための取組を進めます。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

市民から見た行政の改善点の提案

目標とする 10 年後の芦屋の姿

1 5 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている

【関連する主な条例や計画等】

債権管理に関する条例（平成 21 年条例第 13 号）

行政改革基本計画（平成 19～23 年度）

行政改革実施計画（平成 19～23 年度）

長期財政収支見込み（毎年更新）

新地方公会計制度による財務書類（毎年更新）

施策目標 15-1 様々な資源を有効に活用している

1 これまでの取組と課題

限られた資源の中でまちづくりを進めていくためには、芦屋のまちの個性や魅力、市民の力をも含めた様々な資源を最大限に活用していくことが必要です。

本市は、阪神間の交通の利便性が向上するに伴い、早くから西洋文化が浸透し、風光明媚で閑静な郊外住宅地として開発され、多くの文化人も集い、阪神間モダニズムの開花など、現在の芦屋の基礎となる洗練された都市文化が培われてきました。また、戦後間もない昭和 26 年（1951 年）には住民投票によって「芦屋国際文化住宅都市建設法」が施行されています。

このように、芦屋には市民と共に守り育てあげてきた良好な住環境や、芦屋ならではの歴史、風土、文化があり、市民の誇りと愛着となっています。

これらの資産の魅力さをさらに高め、市民の力がさらに発揮できる環境づくりを行うとともに、新たな資源の発掘と活用が必要です。

2 前期 5 年の取組の方向性

様々な資源を有効に活用していくため、芦屋の個性や魅力を生かしさらに高める取組を進めるとともに、市民の力、民間の力をまちづくりのために有効に取り込むための取組を進めます。

3 前期 5 年の重点施策

15-1-1 芦屋の個性や魅力をさらに高めるまちづくりを進めます。

- ・快適で住みよいまちづくりを進め、「住み続けたいまち・住んでみたいまち・芦屋」を目指します。

15-1-2 市民力や民間の力を有効に取り込み、行政の活力の向上を目指します。

- ・民間の創意工夫が発揮しやすい分野では、民間の力を活用してより付加価値のある公共サービスの提供に取り組みます。
- ・民間も含めた資産を活用した効率的な公共サービスの提供を検討します。
- ・大学等との連携の拡大を検討します。

15-1-3 保有する施設や土地などの資産を有効に活用します。

- ・地域のニーズに応じた既存施設活用の仕組みづくりを行います。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

芦屋の個性や魅力を生かし、住宅地と調和した事業の展開（特に事業者）
芦屋の個性や魅力の発信

施策目標 15-2 歳入・歳出の構造を改善している

1 これまでの取組と課題

本市では、財政状況が危機的な状況となった平成 15 年（2003 年）に 4 年以内に財政再建の目処をたてることを基本に「行政改革実施計画」を策定し、財政の健全化に取り組んできました。さらに、平成 19 年（2007 年）にこの計画を見直し、引き続き取り組んでいます。

危機的な財政状況を脱することはできましたが、依然として市債の償還が財政を圧迫し、基金を取り崩して収支のバランスを保っている状況です。

そのため、計画的な市債の償還とともに、効果的かつ効率的な財政運営が必要となっています。

2 前期 5 年の取組の方向性

歳入と歳出の構造を改善するよう、市としての仕事や役割を検証しながら公共サービスの再構築に取り組むとともに、様々な課題を解決しながら、歳入を確保し、歳出を削減するための取組を進めます。

3 前期 5 年の重点施策

15-2-1 本来、市として果たすべき仕事や役割を検証し、公共サービスの再構築に取り組めます。

- ・行政の責任と役割を再点検し、新しい市民ニーズに対応した事業に経営資源を振り替えていくなど、公共サービスの再構築に取り組めます。

15-2-2 財政健全化のための取組を進めます。

- ・公平性の観点から受益者負担の適正化及び債権管理等を確実に実行します。
- ・簡素で効率的な行政運営を目指し、行財政改革を進めます。
- ・市債残高を計画的に減少させることで財政指標の改善を図り、財政の早期健全化を進めます。

4 目標に向けて市民が共に取り組むこと

財政状況への関心と理解

